

### 大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成25年4月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）  
名 称 高田共同ビル長崎屋高田店  
所在地 上越市本町字中小5丁目56  
設置者 三井企画株式会社
- 2 店舗面積の合計  
（廃止前）7,210平方メートル  
（廃止後） 0平方メートル
- 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日  
平成22年12月10日
- 4 廃止しようとする理由  
当該建物を解体・除去するため。
- 5 届出年月日  
平成25年4月3日